

豊中エコショップ制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を「豊中エコショップ」(以下「エコショップ」という。)として認定し、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市民に事業者の取組みについて周知を行うことで、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化の一層の推進を図り、併せて市内事業者のこれらの取組みを支援することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この要領に基づくエコショップの認定の対象は、本市の区域内に存する直接消費者に物品の販売やサービスの提供を行う次の店舗とする。

- (1) 飲食店 主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる店舗
- (2) 量販店 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店など、さまざまな商品を大量に仕入れて販売する店舗
- (3) 小売店等 前2号に該当しないその他の店舗

(認定基準)

第3条 エコショップの認定基準は、別表1に定める取組み項目のうち、3項目以上該当している場合とする。

2 エコショップのステップアップ認定基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 優良エコショップの認定基準は、エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表2に掲げる評価項目の評価点が基準点以上に達している場合とする。
- (2) 優秀エコショップの認定基準は、優良エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表3に掲げる評価項目に基づく評価点が基準点以上に達している場合とする。

(申込み)

第4条 エコショップの認定を受けようとする店舗は、エコショップ認定申込書(様式1)を市長に提出するものとする。

2 すでにエコショップに認定された店舗が、ステップアップ認定を受けようとするときは、エコショップステップアップ認定申込書(様式2)を市長に提出するものとする。

(審査及び認定)

第5条 市長は、前条の申込みがあった場合は、店舗の訪問調査を行うものとする。

2 市長は、前条第2項の申込みがあった場合は、別に定める「豊中エコショップ審査員」に意見を求めることができる。

3 市長は、第3条の基準を満たしていると認める店舗をエコショップ、優良エコショップまたは優秀エコショップと認定し、認定証及びステッカーを交付する。

(認定の公表)

第6条 市長は、エコショップに認定した店舗（以下「認定店」という。）について、市のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第7条 認定店の代表者は、申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかにエコショップ認定変更申込書（様式3）を市長に届け出るものとする。

(認定の取消等)

第8条 市長は、認定店が次のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 認定店から認定の取消の申出があったとき。
- (2) 認定店の廃業が確認されたとき。
- (3) 認定店が第3条に規定する認定基準に該当しないと認められるとき。
- (4) その他認定店として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた認定店は、認定証及びステッカーを市長に返納しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第9条 本制度を広く周知するため、ロゴマークを別途定めるものとする。

2 認定店は、前項の規定により定められたロゴマークを使用して広告を行うことができる。ただし、販売する商品に付してはならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき令和4年3月31日現在豊中エコショップ制度運営協議会よりエコショップ、優良エコショップまたは優秀エコショップの認定を受けている店舗等については、市長による認定を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 豊中エコショップ制度取組み項目

分類		取組項目
1.発生抑制	1	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。
	2	簡易包装を実施している。
	3	リターナブル瓶による仕入れ、販売、回収等をしている。
	4	マイボトル持参促進に取り組んでいる。
	5	商品のばら売り、量り売りを行っている。
	6	広告チラシ、事務用紙等、紙の使用量の抑制に努めている。
	7	割り箸や紙おしぼりの使用量削減または、不使用に努めている。
	8	売れ残りそうな場合は値引きにより売り切ることや、フードバンクへ引き渡す等により廃棄処分にならないようにしている。
	9	調理くずや食べ残しなどをなるべく出さない工夫をしている。
	10	食品リサイクル法で規定された発生抑制目標値を達成している。
2.資源物の再使用	1	商品の仕入れ又は納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。
	2	修理や下取り、中古品の販売など、製品の長期間使用に取り組んでいる。
3.資源物の再生利用	1	リサイクルのため、再生資源の一部を店頭回収している。
	2	再生品を販売している。
	3	容器包装材や事務用品等に再生品を使用している。
	4	廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
4.環境配慮 (環境配慮製品の販売、省エネ、地産地消など)	1	エコマーク商品など環境保全型商品の販売を推進している。
	2	太陽光発電、グリーンカーテン設置など省エネルギーを推進している。
	3	空調・照明等の調整など、節電に取り組んでいる。
	4	有機栽培や低農薬栽培など環境に配慮した食材の使用や販売に努めている。
	5	地元産の食材の使用や販売に努めている。
	6	フェアトレード商品の取扱いを行っている。
	7	ISO14000やEA21などを取得している。

分類	取組項目	
5.情報発信、 研修等	1	消費者に対し、環境に関する呼びかけや情報発信を行っている。
	2	地域住民への環境学習や地域清掃など、地域貢献活動をしている。
	3	リユース・リサイクルに関する情報・場の提供や、イベント等の開催をしている。
	4	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取組みをしている。
	5	事業活動における環境への配慮に関する責任者を定め、権限を与えている。
6.ごみ減量 全般	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
7.その他	1	その他環境に配慮した独自の取組みをしている。
	内容	

別表2 【優良エコショップ認定基準】

飲食店用

・必須項目がすべて○、かつ評価点が10点以上であれば優良エコショップに認定します。

分類	必須項目	評価点	評価項目
発生抑制		2	使い捨てられる箸や紙おしぼりなどの使用量削減または、不使用に努めている。
	○	2	調理くずや食べ残しなどをなるべく出さない工夫をしている。
資源物の再使用		1	商品の仕入れ又は納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。
資源物の再生利用	○	2	店舗内から発生する廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
情報発信・研修等	○	2	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取組みをしている。
ごみ減量全般		1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
その他		2	自社ホームページ等で豊中エコショップをPRしている。
		2	市が主催する環境に関する講演会・イベント等に参加している。
		2	ラベリング制度に登録している。
		1	ポスター掲示等による啓発や達成に向けた取組みなど、SDGsに積極的に取り組んでいる。
		3	上記項目以外で先進的または、顕著な成果を収めた取組みを行っている。

○のついている項目は、ステップアップ認定の必須項目です。この取組みが行われていないとステップアップ申請の対象となりませんのでご注意ください。

別表2 【優良エコショップ認定基準】

小売店等用

・必須項目がすべて○、かつ評価点が9点以上であれば優良エコショップに認定します。

分類	必須項目	評価点	評価項目
発生抑制 ※3 項目のうちから必ず1項目以上を実施	※	1	広告チラシ、事務用紙等、紙の使用量の抑制に努めている。
	※	1	マイボトル持参促進に取り組んでいる。
	※	1	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。
資源物の再生利用	○	2	店舗内から発生する廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
情報発信・研修等	○	2	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取組みをしている。
ごみ減量全般		1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
その他		2	自社ホームページ等で豊中エコショップをPRしている。
		2	市が主催する環境に関する講演会・イベント等に参加している。
		2	ラベリング制度に登録している。
		1	ポスター掲示等による啓発や達成に向けた取組みなど、SDGsに積極的に取り組んでいる。
		3	上記項目以外で先進的な取組みや特に顕著な取組みを行っている。

○のついている項目は、ステップアップ認定の必須項目です。この取組みが行われていないとステップアップ申請の対象となりませんのでご注意ください。

別表2 【優良エコショップ認定基準】

量販店

・必須項目がすべて○、かつ評価点が10点以上であれば優良エコショップに認定します。

分類	必須項目	評価点	評価項目
発生抑制 ※3項目のうちから必ず1項目以上を実施	※	1	食品ロス削減に向けた取組みを行っている。
	※	1	ペットボトルの使用を控えるため、マイボトルの持参を促進する取組みなどを行っている。
	※	1	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。
資源物の再使用		1	商品の仕入れ又は納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。
資源物の再生利用		2	リサイクルのため、再生資源の一部を店頭回収している。
	○	2	店舗内から発生する廃棄物の分別を徹底し、リサイクルできるものは再資源化している。
情報発信・研修等	○	2	環境学習の実施や環境に関する研修会等への参加など、従業員の環境意識を高める取組みをしている。
ごみ減量全般	○	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
その他		2	自社ホームページ等で豊中エコショップをPRしている。
		1	市が主催する環境に関する講演会・イベント等に参加している。
		2	ラベリング制度に登録している。
		1	ポスター掲示等による啓発や達成に向けた取組みなど、SDGsに積極的に取り組んでいる。
		3	上記項目以外で先進的な取組みや特に顕著な取組みを行っている。

○のついている項目は、ステップアップ認定の必須項目です。この取組みが行われていないとステップアップ申請の対象となりませんのでご注意ください。

別表3【優秀エコショップ認定基準】

(認定項目)

1. 審査項目は、以下のとおりとする。
 - 1) 活動の新規性・独創性
 - 2) 活動の頻度および継続性
 - 3) 協働・連携の実効性
 - 4) 実績と効果

(評価)

2. 客観的かつ公平に選考するため、全ての選考項目について、下記配点基準で評価を行う。
 - 【3】大変優れている
 - 【2】優れている
 - 【1】普通
- ※採点者の平均が10点以上を優秀エコショップに認定

(認定店舗数の考え方)

3. 認定は、優良エコショップにステップアップした店舗の申込みにより審査を行い、認定店舗数は限定しない。